

第80回和光市都市計画審議会会議録

平成30年1月18日（木） 第二委員会室

第 8 0 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成30年1月18日(木)	開会時間	14時00分
会 場	議事堂3階 第二委員会室	閉会時間	15時00分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	井上 航 岩田 成作 熊谷 二郎 富澤 啓二 安保 友博 金井 伸夫 泉 常夫	金子 正義 鳥井 俊之 伊藤 隆 深野 靖	建設部長 小島 孝文 都市整備課長 加山 卓司 事務局 都市整備課 主幹 本多 宏己 統括主査 広瀬 裕二 主査 三富 応樹 主任 児島 聡 主事 横田 直人 技師補 松本 和恵 下水道課 課長 高橋 琢磨 課長補佐 本橋 勝己 主任 西田 幸太郎 傍聴者 1名
議 案	諮問事項 (1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について (2) 和光都市計画 下水道の変更について		

発言者
事務局

議 事

お待たせいたしました。ただいまから第80回和光市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、金子議員、鳥井委員、深野委員、伊藤委員の4名から欠席の連絡をいただいておりますが、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、本日の審議会は成立しております。

和光市都市計画審議会規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は公開しないことが必要であると認めるとき以外は、原則公開することになっております。なお、本日の諮問事項は公開することに支障がないことから、公開とさせていただきます。

現在のところ、本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴を

希望される方がいらした場合は、随時入室していただきますので予めご了承下さい。

それでは、開会にあたりまして、松本市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、和光市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様におかれましては市の都市計画事業の推進にあたりまして、多大なご尽力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

本日でございますが、前委員の解任に伴いまして、引き続き委員をお引き受けいただきました方に新たに4名の方に加わっていただきました最初の審議会でございます。皆様には当審議会委員として、お力をお貸しいただけるようお願い申し上げます。

さて、昨年の3月29日の都市計画審議会において、ご審議いただきました白子三丁目地区等の都市計画変更に関しまして、昨年4月7日に都市計画変更告示を行うことができました。この都市計画の変更によりまして、白子三丁目地区においては区域の拡大によりまして土地区画整理事業の更なる推進が図られるわけでございます。平成30年度での交差点の整備の着手予定など事業の進捗に寄与いたしました。また、和光北インター東部地区につきましても、改正した和光市都市計画マスタープランのまちづくり構想に基づきまして、地権者の皆様への丁寧な説明とともに今後のまちづくり計画の策定に努めているところです。

本日諮問いたします案件でございますが、生産緑地地区の変更、都市計画下水道の変更になります。都市計画下水道につきましては、昭和56年4月1日に供用開始し、現在の下水道整備率は96%を超えております。下水道事業は全ての市民の利用を目標とする都市計画事業でありますので、目標を達成すべく都市計画を変更するものでございます。

また、12月の定例会で都市計画税の条例の改正を行わせていただきました。議員の皆様にもご参集いただきまして感謝申し上げますが、これによりまして段階的に平成30年度から平成32年度までの税率を100分の0.25とし、平成33年度から制限税率を元の100分の0.3にするという形で、その条例の説明会など市民の皆様にも丁寧に説明をしていく次第でございます。

委員の皆様方には和光のまちづくりの一端を担っていただくべく、忌憚のない議論をしていただくようお願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。

それでは、委員の皆様、本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

会を進めます前に、平成29年6月1日付けで3名、平成29年8月1日付けで1名、前審議会委員の解任に伴い、計4名の新委員の任命がございましたのでご紹介させていただきます。

和光市都市計画審議会条例第2条第1項第1号委員、和光市農業委員会委員の職にある

ものとして鳥井俊之氏、同条例第2条第1項第2号委員としまして市議会議員の熊谷二郎氏、富澤啓二氏、安保友博氏が任命されております。また、本日は欠席のご連絡をいただいているのですが、今回の生産緑地地区の変更を審議するにあたりまして、同条例第3条第1項の特別の事項を審議するため必要な臨時委員としまして、あさか野農業協同組合和光支店長の深野靖氏が、諮問事項(1)「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の審議までを任期として、市長より任命されております。

今回4名の審議会委員の変更がありましたので、恐れ入りますが、簡単で結構でございますので名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。

井上会長 都市計画審議会会長を務めさせていただいております県議会議員の井上でございます。よろしくお願いいたします。

岩田委員 和光市商工会を代表いたしまして、役員であります岩田成作と申します。

泉委員 市民の応募ということで、市民の目から都市計画についていろいろとご意見をさせていただけたらと思っております。泉常夫と申します。よろしくお願いいたします。

熊谷委員 市議会議員の熊谷です。よろしくお願いいたします。

富澤委員 市議会議員の富澤啓二です。よろしくお願いいたします。

金井委員 市議会議員の金井です。よろしくお願いいたします。

安保委員 市議会議員の安保と申します。よろしくお願いいたします。

幹事 和光市建設部長の小島孝文と申します。ご指導よろしくお願いいたします。

都市整備課長の加山卓司と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。次に事務局の紹介をさせていただきます。

事務局 下水道課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。後ろが、課長補佐の本橋と主任の西田です。

和光市都市整備課公園緑地担当の広瀬と申します。よろしくお願いいたします。

同じく公園緑地担当の横田と申します。よろしくお願いいたします。

和光市都市整備課計画担当の三富と申します。よろしお願ひします。

同じく都市整備課計画担当の児島と申します。よろしくお願いいたします。

同じく都市整備課計画担当の松本と申します。よろしくお願いいたします。

都市整備課主幹の本多と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、諮問に移りたいと思いますので、市長よろしくお願いいたします。

市長 和光市都市計画審議会会長 井上航様、和光都市計画の変更について 諮問 このこと

について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり審議に付します。諮問事項(1)和光都市計画 生産緑地地区の変更について、(2)和光都市計画 下水道の変更について。以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

市長 よろしくお願ひいたします。失礼いたします。

事務局 議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、井上会長に審議の進行をお願いいたします。

井上会長 会長の井上でございます。本日は議事進行よろしくお願ひいたします。それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、岩田委員・金井委員の2名を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それではこれより審議に入ります。諮問事項(1)「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いします。

幹事 それでは資料に基づいて、説明させていただきたいと思います。「和光市都市計画の変更概要」と資料1の別紙1を使いながら説明させていただきたいと思います。

まず「和光市都市計画変更概要」の2ページをお開きください。こちらは、資料1の要点をまとめた資料となっておりますので、本日はこちらをメインに使いながら説明させていただきたいと思います。

(1)「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」ご説明いたします。これから現況の写真を回覧させていただきます。よろしくお願いいたします。

この度の変更は、生産緑地地区の解除によるものです。生産緑地法第10条(生産緑地の買取りの申出)の規定及び同法第14条(生産緑地地区内における行為の制限の解除)の規定に基づく行為が第66号、第82号、第94号、第100号、第105号、第106-1号、第116号生産緑地地区の7地区でございました。生産緑地法第10条の規定によりますと、生産緑地の所有者は、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡し、若しくは従事させることを不可能とさせることを有するに至ったときは、市長に対し、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができるとされております。先ほど述べた7地区は、全てにおきまして

主たる従事者が死亡したことにより、買取りの申出が提出されました。市では、買取り申出書が提出されたこの7地区それぞれにつきまして、庁内各部署に買取り希望の有無を照会いたしました。買取りを希望する部署がなかったことから、申出人には買取らない旨の通知をいたしました。そのうち、生産緑地法第13条（生産緑地の取得のあつせん）の規定に基づきまして、農業委員会の協力を得まして、農業に従事することを希望する方が取得できるように斡旋に努めましたが、取得希望者はございませんでした。よって、買取り申出の日から起算して3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転が行われなかったため、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地法第7条から第9条までの行為の制限が解除されております。

資料1の1ページをご覧くださいでしょうか。上の段の第66号、第94号、第105号、第106-1号生産緑地地区の4地区につきましては、各地区の一部の解除に伴う面積及び区域の変更となります。下の段の第82号、第100号、第116号生産緑地地区の3地区については、地区の廃止となります。廃止となる地区のうち、第116号生産緑地地区につきましては、地区の一部が、生産緑地法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、残りの部分の面積が、生産緑地法第3条第1項第2号の生産緑地地区の面積要件であります500㎡以上に満たないため、一緒に廃止となるものです。

以上の変更によりまして、和光市の生産緑地は、全体で137地区、総面積が41.52haとなりまして、平成30年1月18日現在の市街化区域内農地面積が約60.18haございます。これに対しまして、指定率が約69%の生産緑地の指定率となっております。

それでは、別紙1をご覧ください。資料の上段部分が、ただいまご説明しました生産緑地地区の手続きの流れをお示ししたものとなっております。真ん中から下の部分が、都市計画の変更のフローチャートとなっております。二重線で囲まれたフローチャートの部分が、都市計画の変更の手続きの部分となります。

行為の制限が解除されますと、都市計画の変更がなされていない状態でも、土地利用は可能となります。これは、生産緑地法上、行為の制限が解除されると、都市計画変更の有無にかかわらず、生産緑地としての制限を受けないことによるものです。

説明としては以上になります。それではご審議のほどよろしくお願いたします。

井上会長

ただいま、事務局から「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」の説明がございました。それでは、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いたします。

金井委員

先ほどのご説明の中で、生産緑地の廃止、行為制限の解除は、農業従事者の死亡によるものというご説明でしたけれども、一団の生産緑地の一部が解除されている地区がありますが、死亡されて、全体が解除されるのではなく一部が解除されるということは、解除されていない部分は生産緑地を維持

されるということだと思うのですが、そういうことなのでしょうか。

幹事 その通りでございます。

金井委員 そうすると、生産緑地を維持できない部分というのは、何か基準というものがあって、解除が認められるというのでしょうか。要するに、維持できないとして、全体が生産緑地として廃止されてしかるべきかなとも思うのですけれども。

幹事 例えば、今回の第66号生産緑地地区が0.47haから0.21haに一部だけ解除になってございます。生産緑地地区は、地区の全体をお一人でお持ちになっている場合と、複数の方がお持ちになっている場合がございます。今回の第66号地区に関しては、複数の方がお持ちになっているということで、買取申出の事由に該当する部分、要件が備わった方だけが申出をして、結果解除されたかたちになっております。また、解除の申出をする範囲につきましては、例えば、亡くなられてもその生産緑地の持っている一部だけを申出をすることも、生産緑地法上、可能となっております。それは、例えば1,000㎡はできないけれども、今後の後継者は500㎡だったらできる、という場合等もございますので、一部解除ということも、ケースとしてはございます。

金井委員 そうすると、生産緑地の部分というのは、あくまで農業従事者の希望に従って、農業従事者が決められるということになりますか。

幹事 あくまで、先ほどの生産緑地法第10条に基づいて、事由に該当した方が、今管理されている生産緑地の中から、ご自分の意思で、どこを申出したい、という自由意思に基づいて、買取り申出ができるということとなっております。

富澤委員 今まで和光市で、買取りをしたことはあるのでしょうか。

幹事 過去に午王山の上のところにある生産緑地第47号地区を遺跡公園として活用するために購入したケースがございます。

富澤委員 よく2022年問題ということで、生産緑地の30年の営農義務が外れる土地が、和光市も出てくると予測されますけれども、それが住宅化になっていく危惧が市民から多少出てくるとは思いますが、行政として、今後買取り等、利活用するという事は、検討するのでしょうか。

幹事 今後の予定されている都市計画事業をはじめとして、事業の緊急性や見通しが立っているものに関しては、積極的に買取りを検討したいと考えております。

泉委員 今の件に関してですけれど、基本的に2015年の時に、都市農業振興法ができて、いわゆる都市農業についての施策をやっていくという話になったと思うんですね。どんどん生産緑地が減っていくという中で、やはり自然とか環境とかいう中でみどりというのがすごく重要なファクターを占めると思うのですが、役所としてそれに対して、例えば市民農園とか、そういったようなかたちでの積極的にやるというような制度的なものは何か考えていますか。

幹事 まず今後の生産緑地として、今回もいろいろと買取りの申出が出てございますけれども、やはり農業従事者の高齢化とか後継者問題のこともあって、おそらく買取りの申出というのが件数が増える傾向にあると認識しております。委員がおっしゃられたように、2022年問題が控えているということで、今後いろいろと検討していかなければならない問題だと考えております。

2022年問題を踏まえた中で平成29年に生産緑地法が改正されたのだと思いますが、条例化によって面積要件を300㎡に引き下げられる規定が加わったり、特定生産緑地制度が設けられたりしています。特定生産緑地制度はどういうものかという、30年が経過する前に申出をすれば、30年からさらに10年先延ばしにできるという制度であります。これらの概要が法改正によって示されておりますけれども、税制的な詳細はまだ決定しておりません。今後2022年問題というのは、委員がおっしゃるような和光市だけではなく全国的な問題であると考えております。都市計画や都市農業の政策に大きな影響を伴う課題であると認識しておりますので、今後の制度の詳細をよく注視しながら、国や県との情報収集にきっちり努めるとともに、農政部局と調整を図りながら、総合的に対応策を検討して参りたいと考えております。

泉委員 和光市総合振興計画でも農業事業をかなり重視しており、地産地消の基本となるのは農地であると考えています。農地がなくなれば事業も続けることができないので、和光市全体として農地がかなり少なくなっている中で、農業政策も加味した制度ができればいいなど、これは私の希望であります。

井上会長 少し話が総論的になりましたので、今回諮問されている各生産緑地について、何かご意見ある方いらっしゃいますか。

他に質問も無いようですので、質疑を終了したいと思います。

それでは、「和光都市計画 生産緑地地区の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

井上会長 ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。

したがいまして、本案は原案どおり可決として市長に答申させていただきます。

井上会長

続きまして、諮問事項(2)「和光都市計画 下水道の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局

「和光都市計画 下水道の変更について」ご説明させていただきます。資料は、先ほどと同様に、変更概要の1番後ろにありますA3の図面を見ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

和光市の下水道事業は、荒川右岸流域下水道の関連公共下水道といたしまして、昭和56年4月1日に供用開始し、現在に至っております。供用開始から現在まで、公共下水道の全体計画に基づき、整備事業を実施し、平成28年度末には、行政人口に対する下水道普及率は96%、水洗化率は98%となっております。これからも、この公共事業であります公共下水道区域内の多くの市民が下水道を利用できるように、整備を進めて参りたいと思っております。

今回の変更につきましては、大きく分けまして、排水区域、下水管渠、その他の施設、この3点となります。まず排水区域は、土地区画整理事業区域、県立学校地区の区域編入と、区域外流入で公共下水道に接続している公共施設等の区域拡大を行うものになります。下水管渠は、住居表示の変更に伴うものとなります。その他の施設は、雨水調整池の名称及び住居表示の変更に伴うものとなります。この変更は、和光都市計画下水道の基本計画である全体計画の修正を行い、排水区域、下水管渠、その他の施設を変更します。全体計画の修正内容につきましては、全体計画汚水処理面積937haに、アーバンアクア公園の8.1haを追加し、945.1haとするものです。全体計画雨水排水面積937haは、変更がありません。

次に、変更点であります排水区域、下水管渠、その他の施設について、順に説明いたします。現在の排水区域は、雨水、汚水、ともに約689haとなっておりますが、この区域は、図面に示してあるように赤く縁取りしている排水区域を追加するものでございます。図面の番号①から順にご説明させていただきます。

①アーバンアクア公園8.1ha、こちらは汚水のみとなります。平成16年2月に都市計画決定され、平成31年度に事業完了予定の埼玉県新河岸川水循環センター上部の都市計画公園となります。②和光北インター地域土地区画整理事業区域、こちらは27haとなります。③和光市役所付近8.2ha、こちらは区域外流入接続済みとなっております。平成29年1月に市街化区域に追加された和光市役所付近ということになりまして、こちらの建物及び保健センターと目の前の市道部分も含まれております。④理化学研究所地区0.5ha、これは理化学研究所地区内における市街化調整区域の土地の利用実態を考えますと、一体化であるという判断で追加区域としております。⑤公共施設地区他47.27ha、市立第三中学校や南浄水場、税務大学校、司法研修所等の公共施設の地区ということで、和光市道の一部も含めた面積となっております。⑥県立学校地区8.74ha、学校の浄化槽施設の老朽化により汚水の接続を検討していること

から、将来を見込みまして、追加区域としております。対象といたしまして、和光国際高校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校となります。⑦樹林公園地区23ha、樹林公園同様に一部の和光市道も含んでいることとなります。⑧は図面上にはないですが、行政区域面積変更による面積の減ということで、18.1haございます。これは、平成10年11月27日告示の都市計画の変更によりまして、和光市行政区域の面積が縮小されたことに伴いまして、面積を減ずるものとなります。

これらの変更となる追加区域、汚水7区域、雨水6区域と、行政区域面積変更による面積を合わせましたものが、今回の和光都市計画下水道の変更となります。汚水の区域面積は、現在の都市計画面積689haに①から⑧の合計104.71haを加えました793.71ha、約794haとなります。雨水におきましては、②から⑧まで合計96.61haを加えた785.61ha、約786haとなります。以上が排水区域の説明となります。

次に、下水管渠の変更につきまして、汚水幹線の位置を示します起点終点の表示が、大字を使っていたものを住居表示に変更するものとなります。図面の左側の方の図を見ていただきたいと思います。A東部第1汚水幹線の起点を「大字新倉字屋敷田外」から「新倉六丁目」に変更します。終点の方は既に住居表示となっておりますので、変更はございません。B中央第1汚水幹線、こちらも同様に起点の住所を「大字新倉字屋敷田外」から「新倉六丁目」に変更し、終点を「大字下新倉字古美山」から「丸山台三丁目」に変更するもので、こちらの2つの幹線の変更が対象となります。図面の右側の方、こちらがその他の施設に係ることですが、「白子川第1排水区野川調整池」を「白子川第2排水区野川調整池」に変更します。それと同時に所在地も「大字下新倉字野川」から「白子四丁目」に変更するものとなります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

井上会長 　　ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問がありましたら発言をお願いいたします。

岩田委員 　　雨水の案件の名称の変更の方で、「白子川第1排水区」というのが旧で、今回「白子川第2排水区」となっていますけれども、1と2の関係はどのようになっているのですか。

事務局 　　下水道の事業計画というのを立てて下水道事業を推進することとなっております。平成15年に下水道事業計画の中で、既に排水区の見直しが行われておりまして、事業計画上は、「白子川第1排水区」だったものを「白子川第2排水区」に変更がなされておりますが、今回都市計画の変更ということで、事業計画の変更に合わせて変更を行うものです。

岩田委員 　　わかりました。

金井委員	都市計画決定（変更）資料というA3版の資料ですが、その変更理由に、市街化調整区域内にある公共施設等の追加を行い、と記載されていますが、市街化調整区域内の公共施設とは具体的にどのような施設を指しているのか、あるいは対象の市街化調整区域はどこなのか、確認をお願いします。
事務局	もともと都市計画下水道の区域外といわれているところは市街化調整区域で、和光市役所のある場所も、以前は市街化調整区域となっていました。公共施設とは、理化学研究所の一部や裁判所職員総合研修所等の国の施設をさしていますが、現在も市街化調整区域となっています。
金井委員	和光樹林公園も市街化調整区域だったと思うのですが、これも都市計画下水道の区域に含めるということですか。
事務局	和光樹林公園も都市計画下水道の区域に含めています。和光樹林公園が開園した時に、トイレ棟も作られおり、開園の時から污水管が繋がっていますので、こちらも編入の対象としています。
富澤委員	今回雨水面積の変更もありますけれども、変更面積も大きく、事業規模として大きいかと思います。和光市は污水と雨水は分岐していると思うのですが、雨水についても、下水道料金の中で計画を立ててやっていくのでしょうか。
事務局	污水につきましては、利用する人が下水道使用料を支払って、その料金の中で整備を進めていくという前提の中で行っていきます。雨水は市全体の問題ということになります。また今回の変更で新たに繋ぐ污水管は、学校施設の付近となります。それ以外の区域は既に繋いでいるため、新たな費用負担は発生しません。
井上会長	他に質問も無いようですので、質疑を終了いたします。 それでは、「和光都市計画 下水道の変更について」、採決をいたします。和光市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき原案のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし
井上会長	ご異議ないものと認めまして、本案は可決いたしました。 したがいまして、本案は原案のとおり可決として市長に答申をいたします。 諮問事項については以上となります。みなさま、お疲れさまでございます。 次回の審議会の日程、その他について、事務局の方から報告はありますか。

事務局 次回の都市計画審議会の日程につきましては、現在のところ未定ですが、詳細がわかり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、事務局より、和光市都市公園条例改正についてご報告があります。よろしいでしょうか。

井上会長 はい。よろしくお願いいたします。今お話ありましたように、報告というかたちになりますので、委員の皆様におかれましては、事務局の報告事項は審議内容ではありませんので、ご意見・ご質問等はなしということでご了承いただきたいと思います。それでは、事務局より、和光市都市公園条例改正についての報告をよろしくお願いいたします。

事務局 本日配布させていただきました資料に、A4版1枚の報告資料がございます。「和光市都市公園条例改正概要」というものになります。

平成30年3月定例会に上程させていただきたく準備を進めさせていただいております和光市都市公園条例の改正の概要につきまして、説明させていただきます。内容が1と2に大きく区分されておりまして、1は都市公園法の一部改正（平成29年6月15日施行）に基づいて改正するもの、2は市独自の条例改正によるもの、この2つの改正を考えております。法改正の趣旨といたしましては、都市公園の再生と活性化を推進するもので、ストック効果を高めたり、民間との連携を加速する、また都市公園を一層柔軟に使いこなす内容となっております。

それでは(1)から説明させていただきます。公園面積に対する運動施設の敷地面積の割合、「運動施設率」を都市公園法の基準「100分の50」を参酌して、法改正から1年以内に条例で定めることが規定されております。運動施設率の限度を100分の50、つまり公園全体を100とした場合、その半分まで運動施設として定めるものとして条例に規定する予定でございます。

(2) 建蔽率の緩和規定の設定です。公園施設の建蔽率については、通常100分の2を超えてはならないとなっておりますが、パークPFIの活用の際に、例えば、民間の方がカフェやレストラン等を建てたい場合は、公募の対象となる建築物に限り、先ほどの2%に、100分の10を上乗せできるものとする規定となります。

(3) 都市公園の基準面積の緩和規定の設定です。市民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準というのが定められており。この中に、市民1人当たりの市民緑地の敷地面積の分を控除して規定することができる、ということになります。

次に市独自の条例改正によるもの、これは特に(1)(2)が大きなものと考えております。今、和光市の北にあります松ノ木島交差点のところの下水道処理施設の上部で「和光市アーバンアクア公園」整備を進めております。平成30年10月に一部供用開始を予定して進めているところでございます。条例の中に和光市アーバンアクア公園の位置付けがまだなされておられませんので、(1)の都市公園の追加ということで、和光市アーバンアクア公園及び土地区画整理事業により整備した公園でまだ10カ所、条例の中に追加していない公園がございましたので、アーバンアクア公園と併せて、土地区画

整理事業により整備した10カ所の公園を都市公園として位置付けるものでございます。

(2) 有料公園施設及び施設使用料の設定でございます。こちらも和光市アーバンアクア公園の部分供用に先立ち、施設の種別とそれぞれの使用料を定める予定でございます。2時間につき、野球場3, 460円、庭球場1, 460円、フットサル場2, 190円、サッカー場3, 000円、ソフトボール場2, 000円、会議室の利用が200円の使用料となります。併せて駐車場は3時間までが200円、以降1時間増える毎に100円、ただし1日の最大として500円と上限を定めさせていただこうと考えております。

次に(3) 行為許可使用料の改正についてでございます。こちらは、公園の目的外使用の行為許可の使用料について、今回見直しを図るものでございます。特に映画の撮影や業の写真の2項目は、近隣市町村を参考にしまして、改正後は料金を上げさせていただいております。

次に(4) 都市公園以外の公園を都市公園と同一の管理可能規定の設定ということで、今回、都市公園として、アーバンアクアをはじめ土地区画整理事業で整備した概ね1,000㎡以上の比較的大きな公園を都市公園として定めさせていただいておりますけれども、それ以外の公園につきましても、先ほどの(3) で行為許可使用した際の使用料の対象となるように、全ての公園を規則の中で位置付けを定め、その根拠を条例の中に規定するものでございます。

(5) 市以外の者が公園施設の管理をすることができる規定ということで、法改正にもございましたけれども、指定管理やパークPFIの活用ができるように、この条例の中で根拠規定を設けることとなっております。

説明としては以上でございます。条例及び規則の一部の改正、及びアーバンアクア公園の部分供用の内容の概要について、1月22日頃から意見の提出期間としてパブリックコメントを予定させていただいております。なお、この条例改正の内容の市民説明会につきましては、ホームページや広報にお知らせさせていただいた上で、既に11月に実施させていただいておりますので、今回パブリックコメントの中では、市民説明会を実施する予定はございません。

説明は以上でございます。

井上会長

ご説明、ご報告ありがとうございました。パブリックコメントがあるということですので、一般の委員の方はそちらを、また3月議会で審議される予定だということですので、議員の皆様には、そちらの方で、ぜひご審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日は以上を持ちまして、議事は終了とし、これを持ちまして、都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦労様でした。

和光市都市計画審議における会議録に相違ないことを証するため、会議録署名委員としてここに署名する。

平成 30 年 3 月 20 日

議事録署名委員 若田 成作 

議事録署名委員 金井 伸夫 